新エネルギー発電設備事故対応・構造強度 ワーキンググループ (第13回) -議事要旨

日時: 平成30年8月28日(火)10:00~12:00

場所:経済産業省別館1階 104各省共用会議室

出席者:

出席委員

勝呂座長、青木委員、奥田委員、熊田委員、西尾委員、弘津委員、安田委員、若尾委員 (五十音順)

オブザーバー

海津 一般社団法人日本風力発電協会部長

横山 一般財団法人電力中央研究所名誉研究アドバイザー

事業者

金森 鎮西ウインドパワー株式会社代表取締役

本庄 株式会社ジェイウインドサービス取締役

見上 羽後風力発電株式会社代表取締役

議事:

- (1) 最近の新エネルギー発電設備についての報告
 - ① 平成30年7月豪雨に伴う太陽電池発電所(50kW以上)の被害状況
 - ② 兵庫県淡路市における風力発電設備の転倒事故について
- (2) 発電用風力設備の技術基準の解釈等の改訂について
 - ① 発電用風力設備の技術基準の解釈及び逐条解説の改訂(案)について
 - ② 工事計画審査の見直し(再改訂案)について
- (3) 最近の風力発電設備における事故の原因検証について
 - ① 串崎風力発電所(鎮西ウィンドパワー株式会社)の風車破損事故に関する報告(継続)
 - ② 阿蘇にしはらウインドファーム (株式会社ジェイウインドサービス) の熊本地震による被災と復旧について (新規・最終報告)
 - ③ 本荘港風力発電所(羽後風力発電株式会社)のブレード折損事故に関する報告(新規)
- (4) その他(報告)
 - ① 「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」について

- ② 電気設備の技術基準の解釈の部分改訂(第46条第2項)と解釈の解説の改訂に ついて
- ③ NEDO事業 太陽光発電システム設計・運用セミナーのお知らせ

概要:

- (1) 最近の新エネルギー発電設備についての報告
 - →事務局から資料1-1、1-2に基づき説明を行った。委員から次回ワーキングでの議論に向け、主に以下の助言があった。
 - ・倒れた風力発電設備について、基礎の施工の順序を確認すること
 - ・風力発電設備倒壊事故の原因究明後に、同様の設備がないか、実態を確認すること
 - ・太陽電池発電設備について、元々土砂崩れや水没が懸念される地域に設置されていたかどうか等の今後の議論の展開を踏まえた確認をすること
- (2) 発電用風力設備の技術基準の解釈等の改訂について
 - →事務局から資料2-1、2-2に基づき説明を行い、今回提示した内容について了 承された。
- (3) 最近の風力発電設備における事故の原因検証について
 - ① 串崎風力発電所(鎮西ウィンドパワー株式会社)の風車破損事故に関する報告(継続)
 - →鎮西ウインドパワー株式会社から資料3-1に基づき説明を行い、本件については 審議終了となった。
 - ② 阿蘇にしはらウインドファーム (株式会社ジェイウインドサービス) の熊本地震による被災と復旧について (新規・最終報告)
 - →株式会社ジェイウインドサービスから資料3-2に基づき説明を行い、本件については審議終了となった。
 - ③ 本荘港風力発電所(羽後風力発電株式会社)のブレード折損事故に関する報告(新規)
 - →株式会社羽後風力発電株式会社から資料3-3に基づき説明を行った。委員からは、残っている痕跡の部材から、ブレードのどこが起点になってバナナの皮のように裂けていったのかが明らかにできるかどうか、事業者に再検討するよう発言があった。事業者の検討結果は事務局で預かって、委員に確認いただくこととなった。

(4) その他

→事務局から資料 4-1、4-2、4-3 に基づき報告を行った。 最後に、次回ワーキンググループは日程を調整した上で秋口に実施する旨を連絡し、 閉会した。

問い合わせ先:

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話 : 03-3501-1742 FAX : 03-3580-8486